

# 法律相談

弁護士 楠田堯爾

●ご質問・ご相談は協会事務局までおよせください。法律に関するいろいろなことをわかりやすくQ&Aでお答えしていきます。会社関係、不動産、婚姻、親子・相続、手形、小切手、借地・借家、交通事故、債券・債務、労務また、税務、特許や行政関係なども広い分野から情報を整理し、お答えしていきます。

## 遺留分について

Q

遺言に関するお話を聞く中でよく「遺留分」という制度が出てきますが、それはどのようなものですか。

A

1.先回、公正証書遺言の利点を述べました。しかし、公正証書遺言でもオールマイティーではないことも申し上げました。すなわち、どんな遺言でも絶対にその通り守られるという訳ではありません。それが「遺留分」というものです。この稿では遺留分について説明します。

2.「遺留分」というのは、法定相続人(ただし兄弟姉妹を除く)に対して、全相続財産のうちの一定の部分(割合)の相続権を保障する制度を言います。もう少し判り易く言うと、兄弟姉妹を除く法定相続人は、遺言者がいかなる遺言をしようとも、相続財産に対して必ず一定割合の相続権を確保できるということあります。

3.例を挙げて説明しましょう。例えば、遺言者(被相続人)Aの法定相続人が妻Wと長男B、長女Cおよび二男Dとしましょう。遺言者Aが全財産を長男Bに与えると遺言したとします。妻Wにしてみれば夫Aと長年にわたり生活を共にし、内助の功(それ以上の功績のある場合も少なくない)多大であるのに遺産は全く貰えない。C、Dにしてみれば長男Bだけが独占的に全財産を貰うのに同じ両親から生まれた兄弟姉妹でありながら何も貰えない。不公平を感じるのは当然です。

4.そこで、民法は、このような不公平を解消するために「遺留分」の制度を設けました。遺言では何も貰えないか貰うこと少ない(この意味は後述します)法定相続人のために遺産のうちの一定の割合は遺してやりなさいといふのです。しかし、本来遺言者は自分の財産をどのように処分しようとも自由の筈です。この自由な処分権は生前も死後もかわりありません。そして死後の処分が遺言ということです。従って、遺言者は遺言で如何ように自分の財産を処分しようとも本来は自由です。この、自己の財産処分の自由と不公平の解消との衝突を調節するのが遺留分制度です。それだけに、民法は、遺言者の意思(遺志)の尊重と、遺言では遺留分に相当する遺産ですら貰えない(これが「貰うこと少ない」の意味です)法定相続人に対する配

慮の兼ね合いから、遺言で不遇をかこつ法定相続人に、本来の相続分(相続割合)すなわち法定相続分全部までは認めませんでしたが、遺留分を保障するとしました。5.遺留分の割合(正確な表現ではありませんが、判り易いためですので我慢してください)については、場合によって異なります。なお、兄弟姉妹に遺留分がないことは述べました。

(1)直系尊属だけが相続人である場合は被相続人の財産の3分の1が遺留分です。直系尊属とは、被相続人すなわち遺言者Aからみてその両親・祖父母など、Aの先祖で直近の者を言います。この場合の遺留分は相続財産に対する3分の1の割合が遺留分となります。判り易く直系尊属の遺留分は本来の相続分(法定相続分)の3分の1と考えればよいと思います。

(2)これ以外の場合の遺留分は、被相続人の財産の2分の1が遺留分となります。妻(正確には妻と限らず配偶者。上記の例では妻W)と子(同じくB、C、D)は遺産の2分の1に対して遺留分を有します。判り易く言えば、法定相続分の2分の1が遺留分と考えてよいと思います。

6.ここで、民法は、一方で遺言者の意思を尊重しつつ、他方で貰うこと少ない相続人の不公平をも解消するという調節を図っています。

7.遺言で遺産を貰えない法定相続人(上例ではW、C、D)または貰えても遺留分に達しない程度の僅かな遺産しか貰えない法定相続人は、遺産の多くを貰うこととなる相続人(同じくA)に対して、自分の遺留分を返せと請求することができます。これを遺留分減殺請求権といいます。遺留分減殺請求権行使するかしないかはW、C、Dの自由です。ただし、遺留分減殺請求権行使するならば、遺言者の死後で遺留分を侵害する遺言の存在を知ってから1年内にしなければなりません。

8.以上より、将来の紛争を回避するために遺言をするのがよいとは言うものの、一部の法定相続人の遺留分を無視するか侵害する遺言は、遺留分減殺請求権の行使を呼び起こし、結局紛争が生ずるおそれがありますので、これらの点をよく考えた遺言が必要だと思います。